



創立20周年 第1期生のお話



平成9年10月には設立準備委員会が立ち上げられ、「カンタベリー日本語補習校」が開校したのが、平成10年4月10日です。丁度20年前のことです。当時の在籍児童生徒数は57名でした。同年11月27日には、ニュージーランド1957年慈善信託法により、慈善信託法人として登録をされました。この日をカンタベリー日本語補習校の創立記念日としています。それから、20年が経ちました。今年の11月27日は本校の20歳の誕生日です。この誕生日を記念して、本校第1期卒業生の出口昇之介さんが、過去の思い出を子ども達に話ってくれました。『20年前は、図書館がありませんでした。先生から借りて日本の本を読むのが楽しみでした。最初は英語ができなかったですが、だんだん英語が出来るようになって自信がついて来ました。皆さんもしっかり勉強して自信が持てるように頑張ってください。英語と日本語に自信が持てるようになったら、自分自身にも自信が持てるようになってきました。私にとって補習校は、自分自身が自信を持てるようになった大切な場所です。』と仰っていました。後ほど、出口さんとお話をしました。キウイの人と話す時は英語で考え、英語で話します。日本人と話す時は、日本語で考え日本語で話しているとのこと。『英語で書かれた新聞と日本の新聞のどちらを読みますか?』と質問したところ、詳しく書かれている方を読みますとのこと。本当のバイリンガルのように思いました。補習校の子ども達にも出口さんのようなチャンスがあります。頑張りましょう！



女子栄養大学の平田裕美先生が『大学入試改革を見据えた親が子どもに出来ること』という演題でグループワークを含めて約80分間、講演をしていただきました。現在の小学部6年生が大学受験をする年には、日本の大学入試制度が大きく変わり、英語の外部入試が導入されるとのことです。それは現地校に通う子ども達にとっては朗報です。しかし、その裏には9歳～13歳は母語の固定、確立をしないと母語喪失状態を招くとの話もありました。何よりも重要なのは保護者の「権威的養育スタイル」であり、家庭内において、ある一定の基準を定めて、その限界を超えたときの保護者の適切な指導が必要であると仰っていました。子どもと一緒に考えながら、読書を進め作文や感想文も軽視してはならないとの事です。最後に、思春期の子どもの心理と子育てに関して『両親から大切に思われていると感じられた子どもは、人を大切にできる大人に成長する！』だそうです。

在留届を出しましょう！！

毎月1回、在クライストチャーチ領事事務所で「安全対策連絡協議会」が開かれ、我々在留邦人にとっての生活上での安心・安全に関する話し合いが持たれています。私も補習校の代表者として参加しています。先日、その会議で領事事務所の方から大変驚かされる報告がなされました。と言うのは、日本の法律では「海外に3ヶ月以上滞在する場合は必ず現地の日本大使館か領事館に在留届を提出しなければならない」となっているのに、当地に在住される日本人の中には、かなりの人が在留届を提出していないとのことです。ご存知のように領事館は、海外在住の日本人のために、出生・婚姻等の戸籍に関わる各種届出を受け付けたり、運転免許証抜粋証明を始めとする色々な証明書を発給したり、あるいは在外選挙や教科書配布等も行ったりと、さまざまな行政サービスを一手に賄っている所です。更に一番の重要な仕事は、地震等の緊急事態における邦人の安否確認です。7年前に起きた大地震の際には、我々の安否確認を行い、日本に連絡をしてくれています。ところが、その在留届が提出されていないと、領事館では安否を確認しなければならない在留邦人として認知されなくなり、いざというときに領事館からの必要な援護やサービスが受けられなくなってしまう恐れもあるということです。もしかしたら、補習校児童生徒の保護者の中にも在留届を提出されていない方がいらっしゃるかもしれません。まずは今一度ご自分の在留届が提出されているかどうか是非ご確認の上、もし未提出であるなら、必ず提出されるようお願い致します。

在留届とは、旅券法16条により義務付けられた海外滞在時の居住地通知の制度。外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人は、住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出する必要がある。